

医療従事者向け研修事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

医療従事者向け研修事業業務

2 委託業務の目的

医療・看護サービスの提供などで、ケアラーの存在に気付く機会が多い医療従事者が、ケアラーに関する知識や支援のノウハウを持てるよう、研修を実施することで、ケアラーの早期発見・把握や支援機関との円滑な連携による適切な支援につなげることを目的とする。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 業務内容

- ア 研修動画の企画
- イ 研修動画の作成及び納品
- ウ 医療・看護関係機関等への研修動画の周知
- エ 講師の手配及び謝金（交通費含む）の支払い
- オ その他円滑かつ効果的な実施のために必要な業務

(2) 研修概要

- ア 講義時間：20～30分程度（動画）
- イ 公開方法：WEB公開方式（県公式YouTubeへの掲載）
- ウ 実施時期：令和8年10月～（動画は買い切りとし、終期は定めない）
- エ 対象者：医師、看護師、メディカルソーシャルワーカー、保健師等

(3) 留意事項

- ・ 研修動画の企画、医療・看護関係機関等への研修動画の周知、講師の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・ 研修動画の企画に当たっては、ケアラー支援の必要性、発見・把握のポイント、ケアラー本人や家族への寄り添い方、支援機関との連携等について、分かりやすく伝わる内容とすること。
- ・ 研修動画の企画に当たっては、医療従事者の勤務時の状況をよく踏まえた内容とすること。特に、在宅医療の医師や訪問看護師など家庭を訪問して医療・看護サービスの提供

を行う医療従事者と、病院・診療所等において医療・看護サービスの提供を行う医療従事者のそれぞれの勤務時の状況に即して、ケアラー支援のノウハウが伝わる内容とすること。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (3) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。